

社会福祉法人室蘭福祉事業協会職員の懲戒処分の基準に関する規則

平成20年4月1日制定施行
平成27年4月1日全部改正

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会職員就業規則第2条の規定に基づく職員の懲戒処分並びに厳重注意及び注意の処分（以下「懲戒処分等」という。）に関する基準を定め、公正な運用を期することを目的とする。

(懲戒処分等の意義)

第2条 懲戒処分等は、職場における秩序維持、施設利用者等に対する信頼の回復に資するために、職員の義務違反に対して科するものである。

(処分の決定方法)

第3条 懲戒処分等は、理事会の意見を聞き、情状により理事長が決定するものとする。

2 懲戒処分等の量定基準は別表のとおりとする。

3 厳重注意及び注意の処分は、懲戒処分に至らない程度の行為に対し反省を促し、職員の資質の向上と業務の遂行の改善に資するため、原則として文書により行うものとする。

4 一つの行為が二つ以上の懲戒処分等の事由に該当する場合は、重い方の基準により決定する。

5 二つ以上の行為がそれぞれ懲戒処分等の事由に該当する場合は、併合して懲戒処分等をする。

(弁明の機会)

第4条 前条の規定に基づく懲戒処分等の決定にあたっては、理事会において本人に十分な弁明の機会を設けるものとする。

(懲戒処分の種類等)

第5条 懲戒処分の種類及び効果は次の各号のとおりとする。

(1) 戒告 書面をもって当該事項を指摘し将来を戒める。

(2) 減給 減給は1回の額が平均賃金の1日分の半額以内とし、総額は1賃金支払期における賃金総額の10分の1以内とする。

(3) 昇給停止 次期昇給を1年を超えない範囲内において延期する。

(4) 停職 停職の期間は1日以上6月以下とし、その期間中は給与を支給しない。

(5) 降格 職位を解任若しくは下位等級へ降格のいずれか、又は両方を行う。

(5) 解雇 行政官庁の認定を受けた場合は、予告期間を設けることなく即時に解雇する。

(懲戒処分等の軽減)

第6条 懲戒処分等の事由に情状の酌量すべきものがある場合には、当該事由に係る懲戒処分等の量定を軽減することができる。

(懲戒処分等の加重)

第7条 懲戒処分等の加重は、次の各号に該当する場合に行うものとする。

(1) 過去2箇年以内に懲戒処分等を受けているとき。

(2) 第3条第5項の規定により、併合して懲戒処分等をするとき。

(3) 交通事故又は交通違反による処分の場合で、ひき逃げ、あて逃げ等著しく悪質なとき。

(4) 前各号のほか加重することが適当と認められるとき。

(報告)

第8条 施設長又は職員は、職務内外を問わず懲戒処分等の事由に該当する場合は理事長に報告しなければならない。

附 則

1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正前の基準に基づき行われた懲戒処分等は、改正後の基準によって行われたものとみなす。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年11月27日から施行する。

別表（第3条関係） 懲戒処分等の量定基準

	懲戒処分等の事由	量定基準
一般服務違反	無断欠勤	減給以下
	無届の遅刻・早退	〃
	虚偽の休暇申請	〃
	無届兼業	〃
	交通事故・違反の無報告	〃
	職務怠慢、注意義務違反	昇給停止以下
	職場内秩序びん乱	〃
	虚偽報告	〃
	秘密漏洩	〃
	個人情報保護義務違反	〃
	ハラスメント	降格以下
	その他類似行為	〃
金銭・公用物関係	横領	解雇以下
	収賄・贈賄	〃
	窃取	〃
	詐取	〃
	紛失	〃
	盗難	〃
	損壊	〃
	公用物処理不適正	〃
	公用物不正使用	〃
	その他類似行為	〃
職務外非行関係	暴力行為	解雇以下
	器物損壊	〃
	窃盗	〃
	強盗	〃
	詐欺	〃
	恐喝	〃
	賭博	〃
	麻薬・覚せい剤	〃
	淫行	〃
	痴漢	〃
	その他類似行為	〃
	監督責任関係	指導監督不行届
非行の隠蔽・黙認		〃
その他類似行為		〃

附表 交通違反及び交通事故に関する量定基準

違反等の種類	量定基準
無免許、飲酒等	
無免許、酒酔運転、速度違反を併せて行い検挙された場合	解雇以下
無免許運転のうち飲酒運転で検挙された場合	
無免許運転のうち速度違反で検挙された場合	
無免許運転で検挙された場合	
酒酔運転のうち速度違反で検挙された場合	
酒酔運転で検挙された場合	
酒気帯び運転で検挙された場合	
酒酔運転のうち、その他の違反で検挙された場合	
酒気帯び運転のうち、その他の違反で検挙された場合	
速度違反	
50Km/H以上で検挙された場合	停職以下
30Km/H以上50Km/H未満で検挙された場合	昇給停止以下
25Km/H以上30Km/H未満で検挙された場合	戒告以下
人身、物損事故（重複の場合は重い方の処分）	
運転には十分注意しており、道路交通法上も責任なしの場合	不問
責任の度合いが相手方と同等以下の場合	注意
人身事故で責任が相手方より重い場合	
診断書3箇月以上の場合	昇給停止以下
診断書2箇月以上3ヶ月未満の場合	嚴重注意以下
診断書2箇月未満の場合	注意
物損事故で責任が相手方より重い場合	
50万円以上の場合	嚴重注意以下
物損事故で責任が相手方より重く、50万円未満の場合	注意
上記の判断基準以外の交通事故	解雇以下
上記以外の違反で免許停止処分を受けた場合	戒告以下

※ 嚴重注意、注意は文書をもつて反省を促すものとする。ただし、注意にあつては、事故等の程度により口頭をもつて行うことが出来る。